

蒲郡市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、自ら居住する住宅に地球温暖化対策設備を導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この要綱において、補助の対象となる住宅用地球温暖化対策設備（以下「補助対象設備」という。）とは、別表第1に掲げる設備（中古品又はリース品を除く。）で愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領に定める設備に関する要件を満たしているものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 自ら居住し、かつ、所有（同居の親族の所有を含む。）する市内の既築住宅（併用住宅を含む。）に自ら補助対象設備を購入し、設置しようとする者

イ 自らの居住の用に供するための市内の新築住宅（併用住宅を含む。）の建設に合わせて補助対象設備を設置しようとする者

ウ 自らの居住の用に供するため、建売住宅供給者等から市内の補助対象設備付き建売住宅（併用住宅を含む。）を購入しようとする者

(2) 第9条の規定による実績報告時に、補助対象設備を設置した住宅の所在地に住民基本台帳の記録がある者

(3) 蒲郡市税を滞納していない者

(4) リチウムイオン蓄電池を設置する場合（住宅用太陽光発電施設が既に設置されている住宅に対して設置する場合に限る。第5条第1項第6号並びに第9条第1項第3号、第4号及び第7号において同じ。）又は一体的導入で住宅用太陽光発電施設を設置する場合は、第5条に規定する交付申請時に「そらいろラボ」（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産

省制定)に基づき、蒲郡市と連携協定を締結する株式会社バイウィルが二酸化炭素削減事業を行うプロジェクトをいう。以下同じ。)に入会する者。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 補助金の交付対象者が「そらいろラボ」会員規約第4条の2第7号に規定する会員の要件を満たさない場合

イ その他市長がやむを得ないと認める場合

- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者は、補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助率、補助基準額及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 補助金の交付は、補助対象設備の種類ごとに1世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備に係る設置工事の着手前又は補助対象設備付き建売住宅の引渡し前に、あらかじめ住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備設置に係る契約書又は見積書の写し
- (2) 工事着手前の現況を示すカラー写真(新築住宅又は既築住宅に限る。)
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 補助対象設備の仕様が分かるパンフレット等
- (5) 国のZEH支援事業に係る補助金の交付決定通知書の写し(一体的導入で高性能外皮等(ZEH)を申請する場合に限る。)
- (6) 「そらいろラボ」入会届(リチウムイオン蓄電池を設置する場合又は一体的導入で住宅用太陽光発電施設を設置する場合に限る。)

- 2 市長は、交付申請を先着順に受け付けるものとし、交付申請に係る補助金の額が予算の範囲内を超えると認められるときは、当該年度における交付申請の受付を終了することができる。

- 3 第1項の申請書は、当該年度の2月末日(当該日が市役所の閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日)までに市長に提出しなければならない。

(手続代行者)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の規定に基づく交付申請について、補助対象設備を販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対して、これらの手続きの代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、当該手続きの代行を通じ補助対象者等に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができるものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による補助金の交付申請があったときは、申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、当該補助金を申請した者に対し、住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

(計画変更の決定)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付申請書の内容を変更しようとするとき又は補助対象設備の設置を中止しようとするときは、住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金計画変更等申請書（第3号様式）を市長に提出し、その決定を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、交付目的に反しない軽微な変更をするときは、この限りでない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金計画変更等決定通知書（第4号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、計画変更による補助金の交付決定額は、増額しない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象設備の設置を完了したときは、住宅用地球温暖化対策設備導入費補助事業実績報告書（第5号様式）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の設置費に係る領収書の写し

- (2) 領収金額内訳書（第6号様式）
 - (3) 電力事業者との太陽光契約の内容（電力の受給開始日を含む。）が記載された書類の写し（リチウムイオン蓄電池を設置する場合（ただし、第3条第1項第4号ただし書の規定により「そらいろラボ」に入会しない場合は、この限りでない。）又は一体的導入で太陽光発電施設を設置する場合であって、契約の設置者名が補助事業者本人のものに限る。）
 - (4) 補助対象設備の保証書の写し（パワーコンディショナー（リチウムイオン蓄電池を設置する場合又は一体的導入で住宅用太陽光発電施設を設置する場合に限る。ただし、第3条第1項第4号ただし書の規定により「そらいろラボ」に入会しない場合は、この限りでない。）、太陽熱利用システム、家庭用エネルギー管理システム、家庭用燃料電池システム、リチウムイオン蓄電池及び電気自動車等充給電設備に限る。）
 - (5) 国のZEH支援事業に係る補助金額の確定を受けたことが分かる書類（以下「確定通知等」という。）の写し（一体的導入で高性能外皮等（ZEH）を設置した場合に限る。）
 - (6) 補助対象設備の設置状況を示すカラー写真
 - (7) 単線結線図その他の住宅用太陽光発電施設により発電された電力の全部又は一部を自家消費していることが分かる書類の写し（リチウムイオン蓄電池を設置する場合又は一体的導入で住宅用太陽光発電施設を設置する場合に限る。）
 - (8) 補助事業者が補助対象設備を設置した住居に居住していることを示す書類（住民票の写し（提出日前3か月以内に発行されたもの。以下この号において同じ。）又は申請者の住所が確認できるものの写し（運転免許証等の写し）。ただし、新築住宅に補助対象設備を設置する場合など、交付申請時の住所から補助対象設備の設置場所の住所に変更があった場合においては、交付申請時の住所及び補助対象設備の設置場所の住所が記載された住民票の写し等の書類に限る。）
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の補助事業実績報告書は、補助対象設備の工事完了日又は補助対象設備付き建売住宅の引渡し日（高性能外皮等（ZEH）にあつては、国の支援事業に係る確定通知等の日付）から起算して60日以内又は当該年度の3月10日（当該日が市役所の閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日）のいずれか早い日までに市

長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定し、住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金確定通知書（第7号様式）により当該補助事業者へ通知しなければならない。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による確定通知を受けた者は、住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金請求書（第8号様式）により、市長へ補助金の交付請求をしなければならない。

（適正管理）

第12条 補助事業者は、補助対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、天災等その他補助事業者の責めに帰すことのできない理由により、補助対象設備が損傷し、又は消失したときは、その旨を市長に届けなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 第三者に転売し、又は譲渡するなど、補助事業者の責めに帰すべき理由により補助対象設備を処分したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条の規定を適用する。

（協力）

第15条 市長は、必要があるときは、補助事業者に対して補助対象設備の運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(帳簿等の備付)

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて当該補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

(補助制度の見直し、終了)

第17条 市長は、それぞれの地球温暖化対策設備の普及状況及び社会情勢を鑑み、本要綱の目的を達成したと判断したときは、補助制度の内容の見直し又は終了をすることができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(蒲都市住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助金交付要綱の廃止)

2 蒲都市住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助金交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の蒲都市住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付については、本要綱により交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

設備の種類	設備の要件
太陽熱利用システム	次の各号のいずれにも該当するもの (1) 次のいずれかに該当するもの ア 太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する太陽熱温水器（自然循環型又は真空貯湯型のものをいう。）であって、住宅の屋根等への設置に適したもの イ 不凍液等を強制循環する太陽集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や冷暖房に利用するソーラーシステムであって、住宅の屋根等への設置に適したもの (2) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅物品認定を受けたもの、又はそれと同等の機能を有するもの
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの
リチウムイオン蓄電池	リチウムイオン蓄電池に加え、インバータ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたものであり、かつ、国の実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業を行う者が補助対象に指定するもの
電気自動車等充給電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なものであり、かつ、国が実施する次世代自動車充電インフラ整備促進に係る補助事業を行う者が補助対象に指定するもの
一体的導入	次の各号のいずれかにより、設備を一体的に導入するもの (1) 住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池 (2) 住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム及び電気自動車等充給電設備 (3) 住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム及び断熱窓改修 (4) 住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム及び高性能外皮等（ZEH） ※ 1 住宅用太陽光発電施設は、太陽電池を利用して電気

	を発生させるための設備及びこれに付属する設備であつて、設置された住宅において電気が消費されるもの（システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が50キロワット未満のものに限る。）とする。なお、送配電事業者の系統に接続する場合は低圧連系の承諾を得ていること。また、売電を行う場合は全量買取方式ではなく余剰買取方式によること。 ※2 断熱窓は、1つ以上の居間又は主たる居室を中心に改修すること及び導入する窓は原則、改修する居間等の外皮部分全てに設置・施工すること並びに熱貫流率が4.65W/m²・K以下になること。 ※3 高性能外皮等（ZEH）は、新築の戸建住宅のうち、ネット・ゼロ・エネルギーハウスに必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く。）、又は換気設備であり、国の補助事業における補助対象となる住宅として国が指定する補助事業者により補助金等の交付を受けたものとする。
--	---

別表第2（第4条関係）

設備の種類	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)	補助額 (当該額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる)
太陽熱利用システム	設備の購入費、設置工事費	1平方メートル（平方メートル表示とし、小数点以下2桁未満は四捨五入する。5平方メートルを超えるものは5平方メートルとする。）あたり1万円（上限5万円）
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測装置、配線・配線器具の購入・据付その他対象設備の設置工事に関する費用	設置に要した金額（上限1万円）
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品他（リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に関する費用）、配線・	設置に要した金額（上限5万円）

	配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付、上記工事に付随するその他工事に関する費用	
リチウムイオン蓄電池	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等）で構成される設備の設置に関する費用	設置に要した金額（上限 5 万円）
電気自動車等 充給電設備	当該対象設備の購入費、設置工事に関する費用	設置に要した金額（上限 2 万 5 千円）
一体的導入	住宅用太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具の購入・据付設置工事に係る費用 家庭用エネルギー管理システム、リチウムイオン蓄電池又は電気自動車等充給電設備は、上記のとおり 断熱窓改修は、複層ガラスの購入費、設置工事に関する費用 高性能外皮等（ZEH）は、ネット・ゼロ・エネルギーハウスに必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く。）又は換気設備の購入費、設置工事に関する費用	太陽光発電は、システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（キロワット表示とし、小数点以下 2 桁未満は四捨五入する。4 キロワットを超えるものは 4 キロワットとする。）に 1 万 5 千円を乗じて得た額（上限 6 万円） 家庭用エネルギー管理システム、リチウムイオン蓄電池又は電気自動車等充給電設備は、上記のとおり 断熱窓改修は、補助対象経費の 4 分の 1（上限 5 万円） 高性能外皮等（ZEH）は、設置に要した金額（上限 5 万円） 一体的導入計上限は、1 2 万円